

議事要旨(6) 権利確定条件付きで従業員等に有償で発行される新株予約権の企業における会計処理の検討

冒頭、小賀坂副委員長より、権利確定条件付きで従業員等に有償で発行される新株予約権の企業における会計処理の検討に関する審議を行う旨が説明され、引き続き、前田ディレクターより審議資料に基づき詳細な説明がなされた。

説明に対する委員からの主なコメントと、それらに対する事務局からの回答は次のとおりである。

- ある委員より、次のコメントがあった。
 - 業績条件のみが付された有償新株予約権について、従業員等が権利確定日前に退職した場合、退職日以後に権利確定するときは、付与日に計上した費用を修正する分析が行われているが、無償のストック・オプションでも同様かどうかを確認したい。

これに対して、事務局より、次の回答がなされた。

- 有償でも無償でも同様であると考えられる。

- ある委員より、次のコメントがあった。
 - 現行のストック・オプション会計基準について、特に損益への影響の観点から新株予約権の会計処理と大きく異なる点に問題意識を持っており、将来的には抜本的に見直していくべきではないかと考える。
 - 仮にストック・オプション会計基準を抜本的に見直すのであれば、例えば、会計処理は、現行の新株予約権と同様に行ったうえで、ストック・オプション会計基準を適用したと仮定した場合の損益への影響額を開示する対応は考えられないか。

これに対して、事務局より、次の回答がなされた。

- 国際的な会計基準との整合性やその動向を踏まえると、現時点では、ストック・オプション会計基準を大幅に見直すことは難しく、現行のストック・オプション会計基準を前提に会計処理を検討することが考えられる。

- 複数の委員より、次のコメントがあった。
 - 検討対象とされている有償新株予約権について、いずれもストック・オプション会計基準の適用範囲に含めるという事務局の提案に同意する。
 - なお、今後も様々なタイプの取引が生じることを想定し、ストック・オプション会計基準の適用範囲を明確に決めておくべきと考える。この適用範囲については、従業員等の関係者のみに付与され、マーケットメカニズムを通さずに価格（公正価値）が決定される、という 2 点が満たされたものとするのが考えられるのでは

ないか。

- 勤務条件及び業績条件が付された有償新株予約権について、現行のストック・オプション会計基準の適用範囲に含める理由は、審議資料の記載事項以外にもあるのではないか。例えば、有償新株予約権が公正価値で発行され、有利発行に該当しない場合であっても、その公正価値は権利確定条件（勤務条件及び業績条件）を踏まえて算定されていることにより、報酬としての要素が考慮されていると考えられるのではないか。
- 有償新株予約権に関する論点については、これまで十分に議論されており、事務局の提案に異論はない。また、実務上の負荷を考慮すれば、適用初年度において過去に遡って修正する必要はないと考える。有償新株予約権の取引事例が増加していることを踏まえると、適用時期を定めた方がよいと考えている。

これらに対して、事務局より、いただいた意見を踏まえて検討するとの回答がなされた。

以 上